

新旧対照表（平成23年5月版パンフレット差込用）

条例の改正と組織機構の見直しに伴い、下記のとおり改訂いたします。

項		誤	正
P2	下から1行目	市民活動推進課	市民協働推進課
P7	条例7行目	〈追加〉	平成23年3月28日条例第11号 平成30年9月28日条例第44号 <u>令和4年7月21日条例第28号</u>
P8	条例第3条(2) 13行目	(2) 法第85条第1項、第2項及び第5項に規定する建築物を建築する場合	(2) 法第85条第1項若しくは第2項に規定する建築物（同条第1項の災害により破損した建築物を除く。）又は同条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物を建築する場合
P14	条例最終行	〈追加〉	附則（平成30年条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附則（令和4年条例第28号）</u> この条例は、公布の日から施行する。
背表紙	下から1行目	[平成23年5月作成]	[<u>令和4年11月改訂</u>]